

十九八七	六	五	四	三	二	一	○財務省告示第三百三十三号												
初期利子	利率	發行単位	振替額	最低額	発行額	用等	基づき個人向 け國債の發行 条件等を次のと おり告示する。												
利子格	利価	日	面金	額	額	の條項及びそ の適法の根拠	年財務省令第六 十号) 第四条第 十四項の規定に 基づき個人向 け國債の發行 条件等を次のと おり告示する。												
た 金 額 と し を 支 払 う 。式 た だ よ り 、算 支 払 し 、算 支 払 し	期 成 〇 ・ 二 〇 、 十 〇 、 支 次 八 年 三 月 セ ン 十 五 ト 百 円 日 に に に に セ つ 月 に 最 低 額 も の と	平 年 額 成 る の 記 替 整 載 法 の 規 定 記 録 は よ る 、 よ る 最 低 額 も の と	平 年 額 成 る の 記 替 整 載 法 の 規 定 記 録 は よ る 、 よ る 最 低 額 も の と	す る の 記 替 整 載 法 の 規 定 記 録 は よ る 、 よ る 最 低 額 も の と	額 の 記 替 整 載 法 の 規 定 記 録 は よ る 、 よ る 最 低 額 も の と	振 替 額 の 記 替 整 載 法 の 規 定 記 録 は よ る 、 よ る 最 低 額 も の と	一 万 円 面 金 額 の 定 の 適 用 を 受 け る も の と し 、 そ の 規 万 。そ の 規	円 面 金 額 の 定 の 適 用 を 受 け る も の と し 、 そ の 規 万 。そ の 規	額 の 定 の 適 用 を 受 け る も の と し 、 そ の 規 万 。そ の 規	社 債 、 機 関 は 二 百 二 億 千 三 十 四 万 。そ の 規	額 の 定 の 適 用 を 受 け る も の と し 、 そ の 規 万 。そ の 規	以下「振 替 法」とい う。 日本銀行 とし、そ の規	以 下「振 替 法」とい う。 日本銀行 とし、そ の規	法律(平成 十三年法律 第七十五号) に 關 する 法	社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 關 する 法	九年法律 第二十三号) に 關 する 法	特別會計 に 關 する 法律 (平成 二十三回)	個人向 け利付 國庫債 券	財務大臣臨時代理 人向 け國債 券
た 金 額 と し を 支 払 う 。式 た だ よ り 、算 支 払 し 、算 支 払 し	期 成 〇 ・ 二 〇 、 十 〇 、 支 次 八 年 三 月 セ ン 十 五 ト 百 円 日 に に に に セ つ 月 に 最 低 額 も の と	平 年 額 成 る の 記 替 整 載 法 の 規 定 記 録 は よ る 、 よ る 最 低 額 も の と	平 年 額 成 る の 記 替 整 載 法 の 規 定 記 録 は よ る 、 よ る 最 低 額 も の と	す る の 記 替 整 載 法 の 規 定 記 録 は よ る 、 よ る 最 低 額 も の と	額 の 記 替 整 載 法 の 規 定 記 録 は よ る 、 よ る 最 低 額 も の と	振 替 額 の 記 替 整 載 法 の 規 定 記 録 は よ る 、 よ る 最 低 額 も の と	一 万 円 面 金 額 の 定 の 適 用 を 受 け る も の と し 、 そ の 規 万 。そ の 規	円 面 金 額 の 定 の 適 用 を 受 け る も の と し 、 そ の 規 万 。そ の 規	額 の 定 の 適 用 を 受 け る も の と し 、 そ の 規 万 。そ の 規	以下「振 替 法」とい う。 日本銀行 とし、そ の規	以 下「振 替 法」とい う。 日本銀行 とし、そ の規	法律(平成 十三年法律 第七十五号) に 關 する 法	社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 關 する 法	九年法律 第二十三号) に 關 する 法	特別會計 に 關 する 法律 (平成 二十三回)	個人向 け利付 國庫債 券	財務大臣臨時代理 人向 け國債 券		
た 金 額 と し を 支 払 う 。式 た だ よ り 、算 支 払 し 、算 支 払 し	期 成 〇 ・ 二 〇 、 十 〇 、 支 次 八 年 三 月 セ ン 十 五 ト 百 円 日 に に に に セ つ 月 に 最 低 額 も の と	平 年 額 成 る の 記 替 整 載 法 の 規 定 記 録 は よ る 、 よ る 最 低 額 も の と	平 年 額 成 る の 記 替 整 載 法 の 規 定 記 録 は よ る 、 よ る 最 低 額 も の と	す る の 記 替 整 載 法 の 規 定 記 録 は よ る 、 よ る 最 低 額 も の と	額 の 記 替 整 載 法 の 規 定 記 録 は よ る 、 よ る 最 低 額 も の と	振 替 額 の 記 替 整 載 法 の 規 定 記 録 は よ る 、 よ る 最 低 額 も の と	一 万 円 面 金 額 の 定 の 適 用 を 受 け る も の と し 、 そ の 規 万 。そ の 規	円 面 金 額 の 定 の 適 用 を 受 け る も の と し 、 そ の 規 万 。そ の 規	額 の 定 の 適 用 を 受 け る も の と し 、 そ の 規 万 。そ の 規	以下「振 替 法」とい う。 日本銀行 とし、そ の規	以 下「振 替 法」とい う。 日本銀行 とし、そ の規	法律(平成 十三年法律 第七十五号) に 關 する 法	社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 關 する 法	九年法律 第二十三号) に 關 する 法	特別會計 に 關 する 法律 (平成 二十三回)	個人向 け利付 國庫債 券	財務大臣臨時代理 人向 け國債 券		

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.05}{100}$$

初期利子支払期の6カ月前の日から発行日までの日数

୧୮

十七 中途換金の特例

(二) 平成二十九年三月十五日以

後面の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$
号による取扱いはか、個人
け国債を有する者（相続税法

第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第三条の規定による改正前の相続税法第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続

払元
場利所
金支

日本銀行